

生活困窮者等安心サポート事業

【目的】

既存の制度やサービスによる支援が受けられず、緊急性を要する生活困窮状態にあり、援助の実施により一定の生活の安定が見込める場合に、30,000円を限度とした経済的援助を現物給付することで当面の生活を支援する事業。

【給付】

支給限度 30,000円（支援期間1か月）

【対象】

新得町の住民で生命に関わる緊急性を要する生活困窮者等とし、おおむね以下に該当する方

- ① 生計が困難で食材費や光熱水費、生活に必要な日用品の費用負担が困難な方。
- ② 生計が困難で必要な医療費や福祉サービスに要する費用負担が困難な方。

※対象外となる場合

- ・対象者が施設に入所している場合。
- ・対象者が生活保護を受給している場合。
- ・緊急性のない滞納金の返済に充てる場合。
- ・借入金の返済に充てようとする場合。
- ・緊急性のない日常生活に充てようとする場合。
- ・対象者が自立に向けた相談支援を受けず、経済的援助のみを必要とする場合。
- ・単に現金を求める場合。
- ・既に同一の市町村内の参加法人で本事業の支援を受けている場合。
- ・その他、新得町社会福祉協議会が本事業による支援は妥当ではないと判断した場合。
（暴力的言動、著しい非協力的態度等）

【サービスの流れ】

